

# 出展規約

## 1. 出展申込の承認

事務局は、出展の内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断した場合、出展を拒否することがあります。また、これにより生ずる損害などに対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。

## 2. 出展小間料金の請求と支払い

事務局による出展申込承認の後、出展申込者に出席小間料金を請求します。出展申込者は、**7月14日(金)**までに指定の口座に振り込むものとします。なお、振込手数料は出展申込者が負担するものとします。

## 3. 出展申込の解約(キャンセル)

出展申込後の小間の取消し・減小間・出展メニューの変更をする際は、書面にて事務局へ通知の上、下記の通り出展申込者は解約料を支払うものとします。

書面による出展解約の通知を受理した日	解約(キャンセル)料
2017年 <b>6月30日</b> 以前	出展小間料金の 50%
2017年 <b>7月 1日</b> 以降	出展小間料金の 100%

出展申込者が上記相当金額を未だ支払っていないときは、直ちにこれを支払うものとします。

出展申込者がすでに支払った金額が上記相当金額を超えているときは、超過分から振込手数料を控除した金額を事務局より返還します。

## 4. 小間位置の決定

- (1)小間位置は出展内容、出展規模、実演の有無、申込順などを考慮して事務局が決定します。
- (2)事務局は入場者整理等の都合上、または展示効果向上のために小間図面を変更し、それに関連して小間を再配置する権利を有します。その際、出展申込者は、小間位置の変更に対する賠償請求はできないものとします。

## 5. 小間の転貸等の禁止

出展申込者は、自社分の小間を事務局の承諾なしに転貸、売買、交換または譲渡することはできないものとします。

## 6. 共同出展の取扱い

2社以上の申込者が共同で出展する場合、1社が代表して申し込み、共同出展する社名・出展製品等を申込時に事務局へ通知するものとします。

## 7. 出展物等の設置および撤去

- (1)出展物等の会場への搬入と設置は、後日事務局が通知する時間内におこなわれるものとします。小間内の出展物設置は、会期前日の午後4時までに完了されなければならないものとします。出展申込者が上記時刻までに自社の小間を占有しなければ、事務局は契約が解除されたものとみなし、当該場所を事務局が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際出展申込者は、同日に解約した場合の解約料を支払うものとします。
- (2)会期中の出展物等の搬入、移動、搬出にあたって、出展申込者は、必ず事務局の承認を得た後、作業をおこなうものとします。
- (3)小間内の出展物および装飾物等は、後日事務局が通知する時間内に撤去されなければならないものとします。その時まで撤去されないものは、出展申込者の費用負担で事務局により撤去されるものとします。

## 8. 展示場の使用

- (1)出展申込者は、本展示会開催趣旨に合致し、申込書の出展分野・展示内容欄に明示された内容以外の展示はできないものとします。
- (2)実演または他の宣伝・営業活動は、すべて自社展示小間の中に限られるものとします。各出展申込者は、実演または宣伝活動のために、小間近くの通路が混雑することがないように責任を持つものとします。
- (3)他の小間に隣接している場所では、いかなる方法でも隣接する小間の妨害となる方法で自社の小間を造作できないものとします。隣接の小間から苦情が出た場合、事務局が展示会運営上の立場から鑑みて小間の変更が必要であると判断した場合は、当該小間の出展申込者はその変更同意するものとします。また、その変更に必要な費用は、当該出展申込者が全額負担するものとします。
- (4)事務局は、その音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、また、事務局の立場からみて、展示会の目的と合致しない展示物を禁止または撤去する権限を有するものとします。この権限は、人、物、行為、印刷物および事務局が問題があると考えられる性質のすべてのものに及ぶものとします。
- (5)上記の制限または撤去の場合、事務局は当該出展申込者に対し、展示費用や小間料の補償等、いかなる返金またはその他展示費用負担などの責を負わないものとします。

## 9. 出展物の管理と免責

事務局は、出展物の管理・保全について、警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる損失または損害についてその責任を負わないものとします。

## 10. 損害賠償

出展申込者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物もしくは人身等に対する一切の損害についての責任を負うものとします。

## 11. 展示会の中止

天災・人災などの災害や不可抗力により展示会開催が困難と判断された場合、事務局は展示会の延期・中止を決定します。中止の場合、出展料金は必要経費を差し引いた上で出展者に返却します。それ以外に生じた費用・損害などについては事務局は責任を負わないものとします。

## 12. 規約の遵守

- (1)出展申込者、共同出展者および出展関係者は、事務局が定める一連の規約(出展申込書、出展マニュアル等)を本契約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。
- (2)万が一規約に違反した場合は、理由の如何にかかわらず、出展を拒否することがあります。この際生ずる損害などに対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。